

生企発第669号
令和5年8月17日

特定非営利活動法人
長野県クレール射撃協会 長 殿

長野県警察本部
生活安全部長

銃砲火薬類の保管管理等に関する指導について（依頼）

平素から銃砲火薬行政に関し、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

上皇上皇后両陛下は、北佐久郡軽井沢町に行幸啓予定であり、現在警察では、警備の万全を期すため、諸対策を進めているところであります。

貴団体におかれましては、傘下会員に対して、下記のとおり銃砲火薬類の適正な保管管理並びに銃砲火薬類の携帯運搬の自粛等について、御指導を徹底していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 銃砲火薬類の盗難・紛失防止のため、法律の規定を遵守し、厳正な保管管理に努めること。
- 2 銃砲の携帯運搬に当たっては、途上における盗難及び紛失防止に配慮すること。
- 3 実包の譲受けに当たっては、その都度必要数量を購入し、残弾が生じないようにすること。
- 4 別紙の自粛日時において、対象区域内における銃砲火薬類の携帯運搬（宅配を含む）を自粛すること。
- 5 銃砲火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立回り事案等が発生した場合には、速やかに警察へ届け出ること。

別紙

自肅日時及び区域

日 時	区 域
8月22日(火) ┆ 8月29日(火)	終日 北佐久郡軽井沢町